

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御 中
← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を
改正する政令の公布について

計4枚（本紙を除く）

Vol.567

平成28年10月21日

厚生労働省老健局

介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）
FAX：03-3503-2167

老発 1 0 2 1 第 9 号
平成 28 年 10 月 21 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の
公布について

「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 335 号）」が本日公布され、本日から施行することとされた。

改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

「未来への投資のための経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）において、「介護保険制度の下で、介護人材の処遇については（中略）月額平均 1 万円相当の改善を平成 29 年度から実施する」とされるとともに、処遇改善を「平成 29 年度から遺漏なく実施するため、保険料の上昇回避のための財政安定化基金への特例的積増しなど、所要の措置をあらかじめ講ずる」とされた。

当該処遇改善の具体的な要件や仕組みについては、社会保障審議会介護給付費分科会において現在検討を行っており、年末までに取りまとめる予定である。

当該処遇改善等に伴い介護給付費の増加が見込まれる中で、市町村の給付に必要な資金が不足しないよう万全を期すため、市町村に対して資金の貸付けを行う財政安定化基金に不足が見込まれる場合には、特例的に積増しを可能とする必要がある。

第 2 改正の内容

平成 29 年度に財政安定化基金の資金が不足すると見込まれる都道府県については、当該不足すると見込まれる額を厚生労働大臣に申し出ることによって、平成 28 年度又は平成 29 年度において当該都道府県の財政安定化基金に積増しを行うことができることとする。

なお、財政安定化基金の原資については、国、都道府県及び市町村が3分の1ずつ負担することとされているが、今回の特例的積増しに係る都道府県及び市町村の負担については、平成28年度第2次補正予算において全額予算措置を講じることとしている。

第3 施行期日

公布日（平成28年10月21日）

- 6 前項の平成二十九年度基金残高不足都道府県は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足する都道府県であつて、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たもの（第二項に規定する平成二十八年度基金残高不足都道府県を除く。）とする。
- 一 平成二十八年度の末日における財政安定化基金の残高
- 二 次のイからハまでに掲げる額の合算額
- イ 平成二十九年度中に都道府県が法第百四十七条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額（前項の規定を適用しないとしたならば、同年度において見込まれる額とする。）
- ロ 平成二十九年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金償還見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額
- ハ 平成二十九年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額（同年度において見込まれる額とする。）
- 三 次のイ及びロに掲げる額の合算額
- イ 平成二十九年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業交付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額
- ロ 平成二十九年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三